

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>—</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>—</p> <p>3 見積合わせをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は令和7年4月25日に発生した、山腹崩壊に伴う土砂流出防止工事である。 今後の拡大崩壊で、下流の人家や旅館等へ被害を及ぼすおそれがあるため、緊急に対策が必要であり、競争入札ではなく、一者随意契約としたい。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>飛騨農林事務所と一般社団法人吉城建設業協会（以下 地区協会）は「災害時における治山施設の応急復旧等の応援協力に関する協定」を締結しており、地区協会へ応援協力要請を行ったところ、迅速な対応が可能な業者として1者の情報提供があった。なお、提供のあった美笠建設株式会社は地域に精通し、必要な人員や機材等を有しており、岐阜県発注の建設工事の受注実績もあり、迅速、適切な対応が可能である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。